

## 本検討会議の対象とする契約（案）

## 文化芸術の担い手である「芸術家等」が一方当事者となる契約

「芸術家等」とは、文化芸術基本法第 16 条に列挙されている下記の者。

文化芸術に関する創造的活動を行う者

伝統芸能の伝承者

文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者

文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者

文化芸術活動に関する技術者

文化施設の管理及び運営を行う者

その他の文化芸術を担う者

（参照条文）文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）（抄）

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等への文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。